

- 《里兆法律资讯》由里兆律师事务所编制（请以中文内容为准，日本語译文仅供参考），未经书面许可，不得转载、摘编等；
 - 关于《里兆法律资讯》的订阅与反馈说明、版权声明及免责声明，以及里兆律师事务所的联系方式等内容，详见里兆律师事务所网站的[订阅规则](#)；
 - 如果您想阅读《里兆法律资讯》的以往内容，请访问里兆律师事务所网站中的[“里兆法律资讯”](#)栏目；
 - 如果您有任何意见与建议或者您没有收到或希望不再收到《里兆法律资讯》，请与我们联系。
- 「里兆法律情報」は里兆法律事務所が作成したものであり(中国語の内容が原文であり、日本語訳は参考用とします)、書面での許可なしに、転載、編集等してはなりません。
 - 「里兆法律情報」の購読とフィードバックの説明、著作権声明及び免責声明、里兆法律事務所の連絡方法等の内容は、里兆法律事務所ウェブサイトの[受信にあたってのお願い](#)をご覧ください。
 - 「里兆法律情報」のこれまでの内容をご覧になりたい場合は、里兆法律事務所ウェブサイトの「[里兆法律情報](#)」の欄をご覧ください。
 - ご意見やご提案等ございましたら、或いは「里兆法律情報」を受信できていない又は受信をご希望されない場合には、私共に[ご連絡](#)ください。

[illegible]

- 「第十二次五ヶ年」省エネ排出削減方針がひとまず確定された..... 4
- 「与信管理条例(2 回目の意見募集案)」がパブリックコメントを募集する..... 4
- 新「労災保険条例」についての簡潔な分析..... 4

一、相关新法令、新政策

● 关于企业所得税若干问题的公告

- 【发布单位】国家税务总局
【发布文号】国家税务总局公告 2011 年第 34 号
【发布日期】2011-06-09
【实施日期】2011-07-01
【内容提要】该通知对企业所得税的若干问题进行了规定，其中包括：
- 关于金融企业同期同类贷款利率确定问题；
 - 关于企业员工服饰（由企业统一制作并要求员工工作时统一着装所发生的工作服饰）费用支出扣除问题；
 - 关于房屋、建筑物固定资产改扩建的税务处理问题；
 - 关于投资企业撤回或减少投资的税务处理问题；
 - 关于企业提供有效凭证时间问题。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/11596923.html>

● 关于《中华人民共和国政府和英属维尔京群岛政府关于税收情报交换的协议》及议定书生效执行的公告

- 【发布单位】国家税务总局
【发布文号】国家税务总局公告 2011 年第 37 号
【发布日期】2011-06-22
【内容提要】该公告公布了《中华人民共和国政府和英属维尔京群岛政府关于税收情报交换的协议》及《中华人民共和国政府和英属维尔京群岛政府关于税收情报交换协议的议定书》，简要介绍如下：

生效日期	自 2010 年 12 月 30 日起生效,并适用于 2011 年 01 月 01 日或以后取得的所得。
管辖权	被请求方主管当局应依据协议提供情报： ▪ 无论与情报相关的人是否为缔约一方的居民、国民或公民，或者掌握该情报的人是否为缔约一方的居民、国民或公民； ▪ 且，只要所需情报存在于被请求方领土内，或者为被请求方管辖的人掌握或控制。
适用税种	▪ 在中国：个人所得税、企业所得税。 ▪ 在英属维尔京群岛：所得税、工资税、财产税。

一、関連する新法令、新政策

● 企業所得税の若干事項に関する公告

- 【発布機関】国家税務総局
【発布番号】国家税務総局公告 2011 年第 34 号
【発布日】2011-06-09
【施行日】2011-07-01
【概要】本通知は企業所得税の若干事項について定めており、具体的には下記の内容が含まれる。
- 金融企業の同期同類貸付利率確定に関する事項。
 - 企業従業員の服飾（企業が統一して製作し勤務時に統一して着用するよう従業員に要求することにより発生する作業服）費用支出控除に関する事項。
 - 家屋、建物の固定資産の増改築による税務処理に関する事項。
 - 投資企業が撤退する又は投資を減額する場合の税務処理に関する事項。
 - 企業による有効な証憑提供時間に関する事項。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/11596923.html>

● 「中華人民共和国政府と英領バージン諸島政府の租税情報交換に関する協議書」及び議定書発効執行に関する公告

- 【発布機関】国家税務総局
【発布番号】国家税務総局公告 2011 年第 37 号
【発布日】2011-06-22
【概要】本公告は、「中華人民共和国政府と英領バージン諸島政府の租税情報交換に関する協議書」及び「中華人民共和国政府と英領バージン諸島政府の租税情報交換協議書に関する議定書」を公布している。下記の通り簡潔に説明する。

発効日	2010 年 12 月 30 日より発効し、2011 年 1 月 1 日又はそれ以降に取得した所得に適用する。
管轄権	請求された主管当局は協議書に基づき情報を提供しなければならない。 ▪ 情報と関係のある者が、条約を締結した一方当事者の居民、国民若しくは公民であるかどうか、又は当該情報を掌握している者が、条約を締結した一方当事者の居民、国民若しくは公民であるかどうかは関係ない。 ▪ 且つ、必要な情報が被請求者の領土内にある、又は被請求者の管轄を受けている者が掌握若しくは支配しているものであればよい。
適用税目	▪ 中国：個人所得税、企業所得税。 ▪ 英領バージン諸島：所得税、賃金税、財産税。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/11596990.html>

● 关于共同推进电子口岸建设的通知

【发布单位】交通运输部办公厅、国家质量监督检验检疫总局办公厅
【发布文号】厅水字〔2011〕150号
【发布日期】2011-07-14
【内容提要】该通知内容包括：
▪ 推进运输和物流信息标准体系建设；
▪ 建立信息共享共用平台和机制；
▪ 建立完善电子闸口管理模式。

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.gov.cn/zwqk/2011-07/22/content_1911886.htm

● 上海市化学工业区管理办法（上海）

【发布单位】上海市人民政府
【发布文号】上海市人民政府令第67号
【发布日期】2011-07-04
【实施日期】2011-08-12
【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/u26ai28160.html>

● 上海市固定资产投资项目节能评估和审查暂行办法（上海）

【发布单位】上海市人民政府
【发布文号】沪府发〔2011〕38号
【发布日期】2011-06-30
【实施日期】2011-06-30至2013-06-29
【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/u26ai28179.html>

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、相关新信息

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/11596990.html>

● 電子検問所建設を共同で推し進めることについての通知

【発布機関】交通運輸部弁公庁、国家品質監督検査検疫総局弁公庁
【発布番号】庁水字〔2011〕150号
【発布日】2011-07-14
【概要】本通知の内容は下記の通りである。
▪ 輸送及び物流情報の標準体制の建設を推し進める。
▪ 情報共有共用プラットフォーム及びメカニズムを構築する。
▪ 完全たる電子水門管理スキームを構築する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.gov.cn/zwqk/2011-07/22/content_1911886.htm

● 上海市化学工業区管理弁法（上海）

【発布機関】上海市人民政府
【発布番号】上海市人民政府令第67号
【発布日】2011-07-04
【施行日】2011-08-12
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/u26ai28160.html>

● 上海市固定資産投資プロジェクト省エネ評価及び審査暫定弁法（上海）

【発布機関】上海市人民政府
【発布番号】滬府発〔2011〕38号
【発布日】2011-06-30
【施行日】2011-06-30より2013-06-29まで
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/u26ai28179.html>

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、関連する新着情報

● “十二五”节能减排方针初步确定

日前召开的国家应对气候变化及节能减排工作领导小组会议，审议并原则同意“十二五”节能减排综合性工作方案，以及节能目标分解方案、主要污染物排放总量控制计划。会议提出完善节能减排长效机制，包括：落实税收优惠政策，推进资源税费和环境税改革；调整进出口关税，遏制高耗能、高排放产品出口。

（摘自新华网；2011 年 07 月 21 日发布）

● 「第十二次五ヶ年」省エネ排出削減方針がひとまず確定された

先頃開催された国による気候変化の対応及び省エネ排出削減作業リーダーチーム会議にて審議の上「第十二次五ヶ年」省エネ排出削減総合作業方案、及び省エネ目標分解方案、主要汚染物排出総量制御計画に原則同意した。会議では省エネ排出削減の長期効果メカニズムの整備が打ち出され、これには税收優遇政策を実施し資源税及び環境税改革を推し進めること、輸出入関税を調整し、エネルギー高消耗、高排出製品の輸出を抑止することが含まれる。

（2011 年 7 月 21 日付けの新華ウェブサイトより抜粋）

● 《征信管理条例（第二次征求意见稿）》公开征求意见

日前，国务院法制办公室公布《征信管理条例（第二次征求意见稿）》及其说明，并公开征求意见（截止日期为 2011 年 08 月 22 日）。修改稿主要内容说明如下：

- 进一步明确该条例的适用范围：征信机构（征信企业）对个人和企业的信用信息进行采集、加工整理，形成信用报告等征信产品向用户提供的活动。
- 严格规范个人征信业务，调整、简化对企业征信业务的规定。

（摘自中国政府法制信息网；2011 年 07 月 22 日发布）

● 「与信管理条例（2 回目の意見募集案）」がパブリックコメントを募集する

先頃、國務院法制弁公室は「与信管理条例（2 回目の意見募集案）」及びその説明を公布し、パブリックコメントを募集している（締切日は 2011 年 8 月 22 日まで）。改正案の主な内容は下記の通りである。

- 本条例の適用範囲の更なる明確化：与信機関（与信企業）が個人及び企業の信用情報の収集、加工整理を行い、信用報告書等の与信製品を作成してユーザーに提供する活動。
- 個人与信業務を厳格に規範化し、企業与信業務についての規定を調整し、簡素化する。

（2011 年 7 月 22 日付けの中国政府法制情報ウェブサイトより抜粋）

● 新《工伤保险条例》简要解读

随着经济社会的发展，2004 年正式施行的《工伤保险条例》（以下简称“旧条例”）面临一些新情况、新问题，例如：事业单位、社会团体、民办非企业单位等组织的职工工伤政策不明确；工伤认定范围不够合理；工伤认定、鉴定和争议处理程序复杂、时间冗长；一次性工亡补助金和一次性伤残补助金标准偏低等，这些问题都需要从制度层面加以解决、完善。在此背景下，旧条例于 2010 年进行修订，在诸多方面进行了改进。修订后的《工伤保险条例》已于 2011 年 01 月 01 日起正式施行（以下简称“新条例”）。在此，律师就新条例相对于旧条例的主要变更之处进行简要梳理和总结，供参考。

● 新「労災保険条例」についての簡潔な分析

社会經濟の発展に伴い、2004 年に正式に施行された「労災保険条例」（以下、「旧条例」という）は、様々な新しい状況、新しい問題に直面することになった。例えば、事業組織、社会团体、民間非企業組織等の組織の従業員労災政策が不明確であること、労災認定範囲があまり合理的でないこと、労災認定、鑑定及び争議の処理手順が複雑で、時間がかかること、労災死亡補助一時金及び後遺障害補助一時金の基準が相対的に低いこと等である。これらの問題は、いずれも制度の次元から解決し、整備される必要があった。このような背景の下、2010 年に旧条例が改正され、諸方面において改善が行われた。改正後の「労災保険条例」は、2011 年 1 月 1 日から正式に施行された（以下、「新条例」という）。ここに、筆者は新条例と旧条例との主な相違点について、参考まで簡潔に整理し、まとめた。

工伤保险主体适用范围	
旧条例规定	企业；有雇工的个体工商户。
新条例规定	企业；有雇工的个体工商户； <u>事业单位、社会团体、民办非企业单位、基金会、律师事务所、会计师事务所等组织。</u>
律师解读	新条例解决了 2011 年之前中国关于民办非企业单位等特定组织工伤政策不明确、不统一的问题，扩大了工伤保险的适用范围。

労災保険主体の適用範囲	
旧条例の規定	企業、従業員を使用する個人経営者。
新条例の規定	企業、従業員を使用する個人経営者、 <u>事業組織、社会团体、民間非企業組織、基金会、法律事務所、会計士事務所等の組織。</u>
筆者の分析	新条例により、2011 年までの、中国の民間非企業組織等の特定組織に関する労災政策が不明確で統一ではなかったという問題が解決され、労災保険の適用範囲が拡大された。

工伤认定范围（主要差异点的比较）	
旧条例规定	- 应当认定工伤：上下班途中，受到<u>机动车</u>事故伤害的。 - 不应当认定工伤：因犯罪或者违反治安管理伤亡的；醉酒导致伤亡的。
新条例规定	- 应当认定工伤：上下班途中，受到非本人主要责任的交通事故或者<u>城市轨道交通、客运轮渡、火车</u>事故伤害的。 - 不应当认定工伤：<u>故意犯罪</u>的、醉酒或者<u>吸毒</u>的。
律师解读	- 针对实践中出现的新情况，新条例扩大了上下班途中发生事故的工伤认定范围，将城市轨道交通（如地铁等交通工具）等造成的伤害纳入了工伤保险范围。 - 另一方面，为了防止职工/雇工（以下统称“职工”）滥用工伤保险的保障功能，新条例明确将职工因故意或主要原因引发的伤害行为排除在外。该等不能被认定为工伤的行为主要包括： （1）受到本人主要责任的交通事故伤害的； （2）故意犯罪（注：与旧条例不同，在新条例中，违反治安管理行为或过失犯罪导致的事故伤害可以被认定为工伤）； （3）吸毒。

労災認定の範囲（主な違いの比較）	
旧条例の規定	- 労災と認定すべき状況：<u>通勤途中に、エンジン付車両事故で負傷した場合。</u> - 労災と認定してはならない状況：<u>犯罪又は治安管理中に違反した行為による事故での負傷、死亡。酒酔いによる事故での負傷、死亡。</u>
新条例の規定	- 労災と認定すべき状況：<u>通勤途中での、本人の主な責任によらない交通事故又は都市鉄道交通、フェリー、列車事故での負傷。</u> - 労災と認定してはならない状況：<u>故意の犯罪、酒酔い又は麻薬を吸引した場合。</u>
筆者の分析	- 実務において生じた新しい状況について、新条例は、通勤途中に発生した事故による労災認定範囲を拡大し、都市鉄道交通（例えば、地下鉄等の交通手段）等による負傷を労災保険の範囲に組入れている。 - 一方、従業員/雇い（以下、合わせて「従業員」という）による労災保険の保障機能の濫用を防ぐために、新条例では、従業員の故意又は従業員本人の主な責任による負傷行為を明確に排除している。これらの労災と認定してはならない行為には、主に以下の内容が含まれている。1）本人の主な責任による交通事故での負傷、（2）故意の犯罪（注釈：旧条例とは異なり、新条例においては、治安管理中に違反した行為又は過失犯罪による事故での負傷は、労災と認定できる）、（3）麻薬を吸引した場合。

工伤认定程序	
旧条例规定	- 工伤认定期，自受理工伤认定申请之日起 60 日。 - 申请工伤认定的职工或者其直系亲属、该职工所在单位对工伤认定结论不服的，可以依法申请行政复议；<u>对复议决定不服的，可以依法提起行政诉讼。</u>
新条例规定	- <u>增加简易程序</u>：事实清楚、权利义务明确的工伤认定申请，应当在 15 日内作出工伤认定决定。 - 明确了再次鉴定和复查鉴定的时限为自申请之日起 60 日，必要时，可以延长 30 日。

労災認定手順	
旧条例の規定	- 労災認定期間：労災認定の申請を受理した日からの 60 日以内。 - 労災認定を申請する従業員又はその直系親族、当該従業員が所属する雇用主が労災認定の結論に不服があるときには、<u>法に照らして行政不服審査を申請することができ、行政不服審査の決定に不服があるときは、法に照らして行政訴訟を提起することもできる。</u>
新条例の規定	- <u>簡易手順の追加</u>：事実が明白であり、権利義務が明確な労災認定の申請については、15 日以内に労災認定の決定を行わなければならない。 - 再鑑定及び再検査鑑定の期限を申請日からの 60 日と明確にし、必要な場合、さらに

	- 申请工伤认定的职工或者其近亲属¹、该职工所在单位对<u>工伤认定申请不予受理决定不服</u>、对工伤认定结论不服，可以依法申请行政复议，也可以依法直接向人民法院提起行政诉讼。
律师解读	- 新条例简化了工伤认定、鉴定和争议处理程序，设定了简易案件的快速认定程序，取消了行政复议前置程序，有利于受伤职工在最短时间内得到赔偿。 - 同时，新条例扩大了提起行政复议和行政诉讼的当事人范围和案由，即当事人从“申请工伤认定职工直系亲属”扩大到“申请工伤认定职工近亲属”，增加了“对工伤认定申请不予受理决定不服”的案由。

	30 日延長できるとした。 - 労災認定を申請する従業員又はその近親族¹、当該従業員が所属する雇用主が<u>労災認定申請を受理しないという決定を不服とし</u>、又は労災認定の結論に不服があるときには、法に照らして行政不服審査を申請することができ、<u>直接に法に照らして人民法院に行政訴訟を提起することもできる。</u>
筆者の分析	- 新条例は、労災認定、鑑定と争議処理の手順を簡素化し、簡易案件の迅速な認定手順を設定し、行政不服審査前置きを廃止し、労災に遭った従業員ができるだけ短期間で補償給付を受けるうえで有利である。 - 同時に、新条例は、行政不服審査及び行政訴訟を提起する当事者の範囲及び事由を拡大した。即ち、当事者が「労災認定を申請する従業員の直系親族」から「労災認定を申請する従業員の近親族」にまで拡大され、且つ「労災認定申請を受理しないという決定を不服とする」という事由が追加された。

工伤待遇标准	
旧条例规定	- 一次性工亡补助金标准为 48-60 个月的统筹地区上年度职工月平均工资。
新条例规定	- 一次性工亡补助金标准为<u>上一年度全国城镇居民可支配收入的 20 倍。</u> - <u>提高了一次性伤残补助金标准</u>：一级至四级伤残职工增加 3 个月的本人工资，五级至六级伤残职工增加 2 个月的本人工资，七级至十级伤残职工增加 1 个月的本人工资。
律师解读	- 新条例打破了统筹地区的限制，改变了以“统筹地区上年度职工月平均工资”为计算基数而造成的地区差异现象，实现了赔偿标准全国统一。同时，以“上一年度全国城镇居民人均可支配收入 20 倍”作为计算方式也直接提高了工伤保险待遇，体现了工伤保险待遇“同命同价”的指导原则。 - 一次性伤残补助金按照伤残级别增加 1 至 3 个月职工本人工资，有利于进一步保障受伤职工的基本生活。

労災補償基準	
旧条例の規定	- 労災死亡補助一時金の基準を、48 ヶ月から 60 ヶ月分の統一徴収地区の前年度の従業員平均月額賃金としていた。
新条例の規定	- 労災死亡補助一時金の基準を、<u>前年度の全国都市住民可処分所得の 20 倍</u>としている。 - <u>後遺障害補助一時金の基準を引き上げる。</u>一級から四級までは、3 ヶ月分の従業員本人の給与を追加し、五級から六級までは、2 ヶ月分の従業員本人の給与を追加し、七級から十級までは、1 ヶ月分の従業員本人の給与を追加する。
筆者の分析	- 新条例は、統一徴収地区の制限を撤廃し、「統一徴収地区の前年度の従業員平均月額賃金」を計算基数とすることによる地域格差を解消し、賠償基準の全国統一が実現された。同時に、「前年度の全国都市住民可処分所得の 20 倍」を計算方法とすることは、直接に労災保険補償を引き上げるものであり、労災保険補償の「同命同価」の指導原則が反映された。 - 後遺障害補助一時金を、後遺障害等級に応じて 1 ヶ月～3 ヶ月分の従業員本人の給与を追加することは、労災に遭った従業員の基本生活を一層保障するうえで有利である。

用人单位负担	
旧条例规定	- 一次性工伤医疗补助金、住院伙食补助费和到统筹地区以外就医所需的交通、食宿费用，<u>由用人单位支付。</u>

雇用主の負担	
旧条例の規定	- 労災医療補助一時金、入院食費手当及び統一徴収地区以外での治療に必要な交通、食事宿泊費は、<u>雇用主が支給する。</u>

¹ 新条例未对“近亲属”的范围做出明确规定。根据中国相关法律规定，律师理解，“近亲属”的范围至少包括：配偶、父母、子女、兄弟姐妹、祖父母、外祖父母、孙子女、外孙子女。

¹ 新条例において、「近親族」の範囲については明確に定められていない。中国の関連法律規定によると、筆者の理解では、「近親族」の範囲には、少なくとも「配偶者、父母、子女、兄弟姉妹、祖父母、外祖父母、内孫、外孫」が含まれる。

新条例规定	- 一次性工伤医疗补助金、住院伙食补助费和到统筹地区以外就医所需的交通、食宿费用，由工伤保险基金支付。 - <u>工伤预防费用增列为工伤保险基金支出项目，主要用于工伤预防的宣传、培训。</u>
律师解读	- 目前的工伤保险制度采取分担机制，由工伤保险基金和用人单位共同负担，这也是为了强调用人单位责任，提高用人单位的安全意识。 - 按照旧条例及相关规定，因工作遭受事故伤害或者患职业病的职工，根据不同的情况可享受 15 项工伤保险待遇，其中：工伤保险基金支付的有 9 项，用人单位支付的有 6 项。根据新条例，原用人单位支付的 6 项中的 3 项改为由工伤保险基金支付，用人单位只需支付伤残就业补助金、停工留薪期的工资福利待遇、“五级、六级伤残职工的伤残津贴” 3 项。

新条例的规定	- 劳灾医療補助一時金、入院食費手当及び統一徴収地区以外での治療に必要な交通、食事宿泊費は、<u>労災保険基金から支給される。</u> - <u>労災予防費用を労災保険基金支出項目に追加計上し、主に労災予防の宣伝、教育に利用する。</u>
筆者の分析	- 現行の労災保険制度は、役割分担のメカニズムを採用しており、労災保険基金及び雇用主が共同で分担している。これは、雇用主の責任を強調し、雇用主の安全意識を向上させるためでもある。 - 旧条例及び関連規定によると、業務上災害により負傷し、又は職業病に罹患した従業員は、それぞれの状況に応じて 15 項目の労災保険補償を受けることができるとされていた。そのうち、労災保険基金から給付されるものは 9 項目あり、雇用主から給付されるものは 6 項目あった。新条例では、もともと雇用主から給付されることになっていた 6 項目中の 3 項目は、労災保険基金から給付されるようになり、雇用主は、後遺障害就業補助金、休業補償期間内の給与福利待遇、「五級、六級後遺障害の従業員の後遺障害手当」の 3 項目のみを給付する必要があるとされている。

对违法行为的惩处	
旧条例规定	- 骗取工伤保险待遇的，退还+骗取金额 1-3 倍罚款，严重时追究刑事责任。
新条例规定	- 骗取工伤保险待遇的，退还+骗取金额 2-5 倍罚款，严重时追究刑事责任。 - <u>用人单位未参加工伤保险的，补缴+滞纳金；逾期仍不缴纳的，处以欠缴数额 1-3 倍罚款。</u> - <u>用人单位拒不协助对事故进行调查核实的，处 2000 元以上 2 万元以下罚款。</u>
律师解读	新条例加大了对用人单位违法行为的处罚力度，更好地保护了职工的工伤保险权益。

違法行為に対する処罰	
旧条例的规定	- 労災保険補償を騙取した場合は、これを返還しなければならず、且つ騙取金額相当額の 1 倍以上 3 倍以下の罰金を科す。情状が深刻な場合は、刑事責任を追及する。
新条例的规定	- 労災保険補償を騙取した場合は、これを返還しなければならず、且つ騙取金額相当額の 2 倍以上 5 倍以下の罰金を科す。情状が深刻な場合は、刑事責任を追及する。 - <u>雇用主が労災保険に加入していない場合、労災保険料を追納し、且つ滞納金を納付しなければならない。期限を過ぎても納付されない場合、未払い額の 1 倍以上 3 倍以下の罰金を科す。</u> - <u>雇用主が事故の調査・確認に協力することを拒否した場合は、2000 元以上 2 万元以下の罰金を科す。</u>
筆者の分析	新条例では、雇用主の違法行為に対する処罰を強化し、従業員の労災保険権益保障をさらに強化している。

新条例修订的总体特点是扩大主体适用范围和工伤认定范围、优化工伤认定等相关程序、提高工伤待遇、减轻用人单位负担、加重违法处罚力度。基于新条例的相关修订，我们理解，新条例主要将对用人单位产生如下影响，对此，我们建议用人单位适当采取相关措施予以应对，减少或避免法律风险：

- 工伤认定范围扩大，工伤待遇标准提高，用人单位承担的工伤待遇项目减少，应缴未缴工伤保险的法律责任增加，因此，如果用人单位应缴未缴工伤保险的，将承担

新条例の改正の主な特徴は、主体の適用範囲及び労災認定範囲を拡大し、労災認定等の関連手続きを簡素化し、労災補償基準を引き上げ、雇用主の負担を軽減し、違法行為に対する処罰を強化したことである。新条例のかかる改正を踏まえ、筆者の理解では、新条例は主に雇用主に以下の影響を与えるものである。これらについては、法的リスクを軽減し又は防止するためにも、雇用主がかかる対応措置を講じるのがよい。

- 労災認定範囲が拡大され、労災補償基準が引き上げられ、雇用主が負担する労災補償項目が減少され、労災保険を納付すべきだったがそれ

支付所有工伤待遇的支付责任以及承担应缴未缴的法律责任，而如果用人单位缴纳工伤保险的，则其所需支付的工伤待遇则相应的减少，成本下降。因此，**建议用人单位依法缴纳工伤保险，避免因应缴未缴或漏缴工伤保险而承担不必要的法律责任。**

- 骗取工伤保险的法律责任增加。**用人单位需要注意审查职工发生工伤事故的真实性，掌握相关证据，避免出现用人单位提交的工伤认定材料发生虚假情况。**如果对职工工伤事故产生怀疑，可以进一步核实，无法核实的，也可以要求由职工及其近亲属申请工伤认定。

新条例的颁布实施，连同之前颁布的《[社会保险法](#)》，进一步完善了中国的社会保险制度。《社会保险法》确立了中国社会保障体系建设的总体框架和基本制度，并对工伤保险做出了原则性规定，而新条例对《社会保险法》有关规定进行了细化，使工伤保险所确立的基本制度更加具有可操作性，进一步推进了《社会保险法》的贯彻实施。

（里兆律师事务所 2011 年 07 月 22 日整理编写）

を納付しないことでの法的責任が強化されたため、雇用主が労災保険を納付すべきだったが納付していない場合、全ての労災補償の支払責任を負担し、且つ未納付の法的責任を負わなければならない。反対に、雇用主が労災保険を納付していれば、雇用主が給付しなければならない労災補償は相応に減り、コストも抑えられる。従って、**雇用主は、法に照らして労災保険を納付するようにし、労災保険を納付すべきだったがそれを納付しないことで余計な法的責任を負担してしまわないように注意しなければならない。**

- 労災保険を騙取した場合の法的責任が強化された。**雇用主が提出する労災認定書類に虚偽の内容がないよう、雇用主は、従業員の労災事故発生の真実性について慎重に審査し、かかる証拠を入手しておくように注意しなければならない。**従業員の労災事故発生の真実性に疑念を抱く場合には、更なる確認を行うようにするのがよく、その真実性を確認できないときは、従業員及びその近親族から労災認定を申請するよう求めることもできる。

新条例の公布、実施及びこれまでに公布された「[社会保険法](#)」により、中国の社会保険制度は一層整備された。「社会保険法」は、中国社会保障システム建設の全体的枠組み及び基本制度を確立し、且つ労災保険について原則的な規定を行っている。一方、新条例は、「社会保険法」のかかる規定について詳細化し、労災保険により確立された基本制度を、より一層実行性のある制度にし、「社会保険法」実施貫徹をさらに推進するものである。

（里兆法律事務所が 2011 年 7 月 22 日付で作成）